

二人の五条后

——伊勢物語享受史より——

金任淑

が、実際、業平と順子との年齢差は二十以上であるだけに、二人の関係を物語る『大鏡』の記事は、説話の始発をなすものとして注目されるのである。

二

現在の伊勢物語（以下、勢語と略す）の研究者及び享受者の間に

は、「五条后」と言えば、まず勢語四段と五段の「東の五条」の

「大后的宮」と呼ばれている藤原順子を思い浮かべるだろう。順子

は、太政大臣藤原冬嗣の女で、仁明天皇の皇后であるが、勢語の中で、その役目は一条后の後見人物に過ぎず、また主人公とされる業平とも直接的な係わりはない、いわば周辺人物的存在として描かれているのである。

しかし、『三代実録』貞觀十三年九月条には、「后美姿色、雅性和厚」とあり、かなりの美人であったようである。そこから、早くも平安末頃の『大鏡』などには、業平との関連説話が見えるのである。

（略）これを五条后と申す。伊勢語に、業平中將の「よひ／＼

ことにうちもねな、ん」とよみたまひけるは、この宮の御事なり。「春やむかしの」なども。^③

『大鏡』の「文德天皇紀」には、その母后である五条后順子の略伝が紹介された後、右のような葉平との情事が語られているのであるが、一般的には、勢語の第四段・第五段と、後に増補されたと言わわれている第三段・第六段は、一連の二条后物語として理解されている。それだけに、『大鏡』のこの部分は、勢語の享受史において、特に注目される記事であるわけであるが、その内容を見ると、勢語五段の「よひ／＼」とにうちもねな、ん」、四段の「春やむかしの」の詠歌の相手が、五条后であると言つてゐるのである。これは、右に挙げた東松本以外にも、『大鏡』の諸本の中では、同じく古本系統に属する蓬左^④本・桂宮^⑤本なども、まったく同じ本文内容となってゐる。ただし、これら古本系統と違つて、後に、大幅な付加がなされてゐる増補本系統の岩瀬本には、このあとに、「いかなることにか、二条后にかよひ申されける間の事とぞ承はり及ぶなり。『春や昔のなども』五条の御家とはべるは、わかぬ御中にて、その宮に養はれたまへば、同じ処におはしけるにや」とあり、後に増補された伝本では、古本系統の記述内容に疑問を示してゐるような注記形式となつてゐる。

それでは、なぜ『大鏡』は、勢語四段・五段を、五条后順子と関

連づけているのであるうか。この問題に関しては、松本治久氏の、「作者が伊勢物語の本文を正しく読まないためにおこった不注意な誤り」^⑥であるとする指摘もあるが、説得力にとぼしい。なぜなら、「陽成天皇紀」の部分に、「いかななる人かは、このごろ、古今・伊勢語などおぼえさせたまはぬはあらんずる」と書いた『大鏡』の作者が、当時、それほど有名であつた勢語を大きく誤解していたとは考えられないからである。

それよりは、『大鏡』の原作者が見ていた勢語の本文が、どのような系統のものであつたかを考えて見るべきであると思われるが、どうやら、『大鏡』のこの部分は、定家本系統ならぬ広本系統の勢語と関連性があるらしい。そこで、広本系統の諸本の、四段・五段の末尾部分を比較して見ると、四段の場合には、大島家旧藏本は、定家本系統と同じく、「なく／＼かへりにける」とあるが、神宮文庫本・阿波国文庫旧藏本などでは、そのあとに、「二條のきさきとぞ」という補入があるので、広本系統の中でも、「二条后」云々の部分がない大島本が、『大鏡』とかかわりがある可能性が考えられる。

次に、五段の付加部分を見ると、定家本系統などは、「二条の后に忍びて参りけるを、」のようになつてゐるが、広本系統は、全部が「二条后」が「五条后」になつてゐるのである。

このように、『大鏡』に用いられた勢語は広本系統で、中でも大

島本に近いものではなかったかと思われるわけであるが、それでは、なぜ、「大鏡」の作者は、広本系統の本文を見ていたのであろうか。広本系統と言えば、まず六条家の人用いた勢語本文という印象が強いが、前掲の「大鏡」の本文を見ると、「伊勢語」に「文德天皇紀」、「伊勢語など」（陽成天皇紀）のような表現がある。「伊勢語」とは、勿論、「伊勢物語」を指しているわけであるが、このような書き方が、清輔本古今集にも頻繁に用いられているという事実に注意したい。

清輔本古今集には、本文の上・下欄に、清輔自身が加えた勘物があるが、そこで、勢語を引用する場合は、多く「伊勢語」という書き方をしている。例えば、卷十三・六三三番歌の勘物を見ると、本文の上欄に、

伊勢語云、ひとしがぬ我がかよひちの——とよみければ、いといたう心やみけり。あるじゆるしてけり。五条の後にしのびてまいりけるお、ほのきこえありければ、せうとたちのまもらせ給けるとぞ。件后、順子也。冬嗣大臣女、仁明女御、后。文德母后、又、号安祥寺后。⁽⁹⁾

のよう、「伊勢語云」としていることがわかる。勢語五段の女主入公を五条后順子としていることを含めて、清輔ら六条家の勢語理解は「大鏡」のそれと共にるものがあったようである。

以上のように、「大鏡」の「文德天皇紀」のこの部分は、勢語を題材にしてはいるが、その本文は、定家本系統ではなく、六条家が用いたとされる広本系統（中でも大島本）に近いものであったといふことが、五段の女主人公を「順子」としている点を含めて確認されるのである。

二

以上、考察してきたように、業平と五条后との情事は、広本系統（特に大島本に近い本）の勢語の本文により、「大鏡」に実録化されたのであるが、このような伝承は、「大鏡」からあまり時代が下らない「宝物集」にも見える。しかし、「宝物集」の本文は、諸本間の異同が甚だしいため、この説話が取られていない本もある。

今、ここで、「宝物集」の中での、この説話の有無及び内容の相異を諸本ごとに述べて見ることにするが、それにあたっては、小泉弘氏の系統分類を参考にさせて頂きたい。まず、それを整理して見ると、

①一巻本

②一巻本

③平仮名古活字二巻本系

④平仮名整版三巻本系

⑤片仮名古活字三巻本系

⑥第一種七巻本系

⑦第二種七巻本系

御年カハ。后ハ四十二ニテオハシケルニ、中將ハ廿五トゾ申シ
タメル。

月ヤアラヌ春ヤ昔ノ春ナラヌ我身ヒツハモトノ身ニシテ
タメル。

⑧

タメル。

のようになる。この諸本間の前後関係や各系統の性格などの研究は、小泉氏のこのような分類をもととして、最近は大島薰氏によつて詳細になって来ているが、詳しい言及は避け、本稿の主題である五条后関連部分に限つて、諸本間の異同を考察して見ることにする。

まず、一巻本と平仮名古活字三巻本系統には、この説話が収録されていない。

しかし、これら二つの系統より後の書写とされる片仮名古活字三巻本系の続群書類從本には、

五条ノ后ハ太政大臣冬嗣ノ息女ニ〔テ〕仁明天皇ノ后也。業平ノ中將ニ値給テケリ。サモトテハ、ニアイタル御年ノ程カハ。
ノ中將ハ四十二。中將ハ二十五トゾ申タルメル。

のようすに、業平と五条后との伝承が簡略に述べられている。また、諸本の中には、このような内容の記事のあとに、例証歌まで付加されている本もある。第一種七巻本系（元様整版七巻本とも）の大日本仏教全書本がそれであるが、該当部分を見ると、

これをどう考へればいいのであろうか。

【宝物集】の中での二人の説話の所収状況から言えるのは、まず、古本系の一巻本の【宝物集】には、この話が見えない。それが、片仮名古活字三巻本の段階には、この話が取り入れられているということは、少なくとも片仮名古活字三巻本以前には成立していた知頭集の内容が【宝物集】の成立のある段階で採用されていることを意味するのではないかと思われる。

五條ノ后ハ太政大臣冬嗣ノ御息女ニテ、仁明天皇ノ后也。業平
中將ニ値給テ、[○]優シキ事ドモ侍リケリ。サレバトテ値給ヘル

以下においては、このように、「宝物集」への何らかの影響が認められる知頭集系統の熟語古注を中心に、一人の伝承がどのように展開していくのかを見てゆくことにする。

四

中世熟語古注の特色は、周知の通り、物語の登場人物すべてに実名をあて、それに荒唐無稽な内容を持つていてことにあるが、知頭集は、そのような古注の中でも、特に古いものである。

知頭集には、大きく二つの系統があるが、ここでは、両系統を比較しながら考察して行きたい。

まず、書陵部本（三条西家本系統）和歌知頭集には、二七段・一

一一段に五条后と業平との関係が語られている。二七段を見ると、「むかし、男、女のもとにひとよいきて、又もいかずなりにければ、

女、手あらふ所に、ぬきすをうちやりて」の女を、「冬嗣のおと、のむすめ五条后也」としており、業平と逢ったのは、「仁明崩御のとし、はじめてまいる。その年、后四十二、なりひら廿六歳也」となっているが、この部分は、前述したように、「宝物集」での二人の年齢設定とほぼ一致している。

また、島原松平文庫本（群書類從本系）知頭集にも二六段・二七

段に一人に関する記述が見える。

まず、二六段の「五^代うわたりなるおんな」を「にんめうでんわうのきさき、じゅんし、五^代うの后」と把握した上で、二七段をも、女を、「さきの五^代うのきさきなり」とし、業平との関係を語っている。しかし、書陵部本のように、一人の年齢の記述は見えず、これはかしやう三ねんに、みかどほうぎよしたまひければ、りやうあんにむねかずしゆつけしてうせにければ、おなじく三ねん六月に、みかどの一百かのつぎに、御ふみをたてまつりて、后の御けしきをうかゞいて、まいりたりける。のち、なを、そめどのに、心ひかれければ、その事をのみ思ひて、かの御かたへ、またもまいらざりければ、おんな、いたくなげき、月日へけるに

とあり、二人が逢ったきつかけから恋の成り行きまでが、かなり具体的に説明されている。

また、一一段も、両本、五条后の物語になつていて、その内容に大差はないので、書陵部本を引いて見よう。

鳥、むかし、男、やうごとなき女のもとに、なくなりにける人をとぶらふやうにて、といへり。風、この女は五条后也。なくなる人は仁明天皇也。りやうあんのとし、とぶらひたてまつるやうにて、御氣色をうかゞひけるほどに、御きそくよかりければ、やがて、それにつきてまいりける也。

とあって、業平と逢つた時期を、「仁明天皇」の「りやうあんのとし」と設定しているのは、二七段と同じであって、知顯集内部で内容の統一がはかられているのがわかる。

以上のように、知顯集においては、五条后と業平との関係を、二七段と一一段の中では語っているのであるが、二人の恋愛のきつかけを、仁明天皇の崩御の後としているのが共通点として指摘される。しかし、五条后と業平が出逢つた時を、仁明天皇の崩御の後と設定している注釈書は、ほかにもある。その代表的なものとしては、残念ながら、現在七七段以後しか残っていない「彰考館文庫本伊勢物語抄」⁽²⁾が挙げられる。この注釈書も、物語の人物に実名を当てる点では、中世の他の注釈書と基盤を共にするのであるが、現存している七七段以後だけを見ても、五条后に関する記述がかなり見え、

五条后の伝承を伝える注釈書としては、知顯集とともに、欠かせない存在であると言えるだろう。

七七段以後においては、一一六段、一一八段、一二三段が五条后の物語になつていて、

まず、一六段を見ると、「浪間より見ゆる小島のはまびさし」の歌に関して、「ふかくさのきさきしたがふこのもとへまいらせら
れるなり」とある。

次の一一八段では、「久しく音もせで忘るる心もなし」について、

「仁明天皇、嘉祥二年に崩御。五条のきさきしたがふこと業平仁寿元年四月のころより、きさき四十一」、業平ふかくさにすみ給ける程に」と語っており、「久しく音も」しなかつたのは、業平が宮仕えに忙しかったからだと説明している。ここで、注目すべきは、二人が逢つたきっかけと五条后の年齢が知顯集と同じ設定になつていて、その舞台が「深草」となつてている点は、知顯集には見当らない独創的な部分であると言うことである。それは、前述の一一六段にも「ふかくさのきさき」となつてていることからも確認できる。

次に一二三段を見よう。そこにも、

仁明天皇うせ給てのちに、仁寿のころより、業平と深草にすみ給ひけるが、したがふこは、御とし四十よ、なりひらは、いまだわからなければ

と共通した設定になつていて。なお、このあと、二人の恋が破局を迎えるのは、「(業平)おもひうつるかたおほくて、こゝろの秋になれば」としており、業平の心変りのためであるとして、業平を多くの女性を遍歴する色好み的存在として把握しているが、これは中世の他の注釈書にも共通して見える傾向である。

このように「彰考館文庫本伊勢物語抄」においても、業平と五条后が逢つた時期や年齢設定が知顯集と共通したものになつていて、その舞台を「深草」としているのは、「深草」が物語の場所となつ

ている一二三段を、「五条石物語」として把握していたこの注釈書独自の解釈に基づいている。

しかし、業平において五条后は、年上の恋人として、その恋は持続せず、業平の心変りのため、自分の身の上を歎く女性として描かれている点などは、知顯集にも窺え、やはり、「彰考館文庫本伊勢物語抄」も、知顯集と同じ基盤をもつ注釈書ではないかと考えられる。

知顯集は、中世勢語古注を代表するものであるだけに、その影響の下で生まれた末書らしきものも存在する。知顯集系統の末書としては、「知語⁽²⁾知顯集」「神風知顯正義集⁽³⁾」などがあるが、「和語知顯集」の場合は、初段から二八段までが欠落しているため、二六段・

二七段の叙述が、どのようになっているかは残念ながら確認できない。

い。また、二八段以後においても、五条后に関する言及は見えない。それに対して、「神風知顯正義集」には、一七段・一一段に該当部分がある。まず、二七段の注を見ると、

きさいのみやの御哥也。うつれるかげをごらんじて水の下にもありとよみ給えるなり。

のように、「わればかり物思ふ人は」の詠歌の主体を五条后としているのがわかる。

また、一一段の、「いにしへはありもやしけん」の歌に対しても、

業平哥也。仁明天皇之後、順子七条の後の御もとに御心をとらひたてまつるやうにてけしやうしたてまつりし事也。

と注した後、その返歌「したひものしるしとするも」を、「五条后御哥也」としているのである。しかし、ここで一つ、問題になるのは、順子を、「七条の后」としている部分であるが、すぐ後には、「五条后」と改めて表記されている点から、「七条の后」は「五条の后」の誤写と見るべきであろう。

このように、知顯集の影響下に生まれた末書においても、五条后と業平との伝承がそのまま受け継がれているのが確認できるのである。

五

以上のよう、五条后は、平安末期の物語と説話集、及び中世の勢語古注である知顯集とその末書には、仁明天皇の后で、藤原冬嗣の女である順子のこととして理解されてきたわけであるが、知顯集と並んで、中世古注のもう一つの大きな流れをなす冷泉家流古注においては、五条后を順子とする理解がなく、文德天皇の后で、染殿后と呼ばれた藤原明子こそが五条后であるとしていたのである。実際、「冷泉家流伊勢物語抄⁽⁴⁾」を見ると、順子に対する記述はほとんど見えず、その代わりに明子を五条后とした上で、業平との関

係を語る部分が多いのである。

それでは、まず、勢語四段の注を見ることにしよう。そこには、「東の五条」の「大后の宮」を「染殿后」とし、染殿后が五条后とも称されたのは、「文德天皇、始は内裏西五条、後には清和にゆづりて東五条に内裏を作りて住給ふ」ようになったからであると説明しているが、染殿后明子が東の五条に移ったという記録は見当らず、これは五条后明子説を成立させるためのこじつけに過ぎないと思われる。

また、五段の「あるじ」についても、知顯集とその系統の注釈は、当然「順子」と理解しているが、「冷泉家流勢語抄」は、「あるじ」とは、「五条后也」としているものの、「是は二条后の御しうとめ染殿の后也」と断定している。

冷泉家流古注が、「このように、五条后を明子と捉えていたために、知顯集の二七・一一一段及び、「彰考館文庫本勢語抄」の一・一六・一・八・一二三段などに見える業平と順子との伝承も、まったくと言つていいほど言及されておらず、代わりに、染殿后と業平との関係を語る部分が、大幅に増加している。しかし、今、ここでは、はなはだ数多い業平と染殿后との恋愛説話の中から、問題になる五条后を明子としている部分に限つて見てゆくことにする。

五条后を順子ならぬ、染殿后明子の別称として把握する態度は、

このように、冷泉家流古注から見え始めたと言えるが、それと同じ立場をとる注釈書はほかにもいくつか存在する。まず、勢語と源氏物語の登場人物十二人をそれぞれ挙げ、両者を比較する「伊勢源氏十二番女合」⁽²⁾には、五条后的項目に、

文德天皇の大后宮にて、(略)世継の物語などにもこの君をば花にたとへ奉るにこそ。ちちの君の老をさへのばへ給ばかりとなつてゐる。ここで、「世継の物語」というのは、「大鏡」のことであるが、「大鏡」の「太政大臣良房」の条に同じ記述が見える。⁽³⁾いずれも、「古今集」春上・五一番の、良房が娘である染殿後の前でよんだ「年ふればよはひは老いぬ」の歌と詞書からの引用である。

このように、「伊勢源氏十二番女合」は、その終りの、勢語と源氏物語の女、十二人の実名を示す部分においても、「五条大后宮忠仁公良房女」と注するように、明らかに明子のこととを五条后として理解しているのがわかる。

次に、「伊勢物語難義注」⁽²⁾を見ると、「わがかよひ路といふ事」を説いて、「むかし、めい⁽⁴⁾この后、五条におはしまし時、(略)、あるじといふは、そめどの、后の御事也」とあり、やはり、勢語五段の「五条のわたり」の人を明子としている。

五条后を明子とする見解は、このように、冷泉家流古注を初めとする中世の勢語注釈書に共通して示されているわけであるが、中世

の古今集注釈書の代表的な存在である、「毘沙門堂本古今集注」においても、同じ傾向が見える。卷十五・恋五・七四七の「月やあらぬ」の注を見ると、

五條后ト云者、順子ニハ非ズ。染殿ノ后ノ御事也。⁽²⁾

となつており、五條后を順子と見る説を強く否定している点において、冷泉家流勢語古注と同じ理解を示しているのがわかる。

以上に見てきたように、冷泉家流の注釈では、五條后を順子と見る知頃集の説とは異なつて、染殿の后とも呼ばれている明子をあてているのであるが、この根拠はどこにあるかと言えば、勢語六五段末尾の、「大御息所も染殿后也。五條后とも」という注記めいた部分の解釈上の違いから起因したのではないかと思われるのである。つまり、この文章は、「大御息所は、染殿の后である。あるいは、五條の后順子とする伝えもある」と読むのが普通であるが、一方では「大御息所は、染殿の后である。また、その染殿后を五條后とも称した」というように読むこともできるゆえに、冷泉家流古注の五条の后明子説が生まれたものと思われる。四・五段の五條の大后をも「染殿后明子」と考えたのは、以上のような理解に基づいているのである。

しかし、冷泉家流古注が、このように解釈した原因は、勢語内部にあつたと言えるのではないかと思われる。

勢語は、周知の通り、一回的に作り上げられた作品ではなく、原型勢語を中心として何段階にもわたつて成立したというのが通説になつてゐるのであるが、まず、原型勢語からあつたとされる四段・五段を見ると、主人公である一条后が伯母である五條后順子のもとに仕えている設定になつてゐる。それに対し、後になつて増益されたと見られる六段と六五段では、まず、六段を見ると、その文末が「これは二條の后的いとこの女御の御もとに仕うまつるやうにてゐ給へりける」となつてゐるし、六五段にも、「おほやけおぼして使う給ふ女」の「いとこ」という記述になつており、一条后がいとこの女御に当る染殿后明子のもとで仕えていることになつてゐるのである。

要するに、二條后は、原型勢語の中では、五條后順子に仕えていふことになるし、増益段階においては、染殿后のもとへと状況設定が変つてしまふ。そのためか、六五段文末の問題とされる部分においては、六五段冒頭が「いとこ」の女御となつてゐるから、「大御息所も染殿后也」で終るのが自然なのに、四・五段をも意識したせいか、「五條后とも」のような一文が加えられてゐる形になつてしまつたのではないか。

そのため、冷泉家流古注は、六五段のように勢語の成長過程の中から生じた矛盾を合理化し、内容の統一を図るために、勢語における

五条后を全部、明子と決めつけてしまったのである。

六

このように、冷泉家流の注釈から始った、五条后を明子と見る伝承は、全般的に荒唐無稽な内容を持つ古注の世界にとどまらず、古注以後、実証的な姿勢を基本とする一条兼良の「愚見抄」に代表される室町中・後期の注釈書にも、大きな影響を及ぼしている。

(四段) ここで、まず、「愚見抄」⁽²⁾の四段の注を見る。

おほきさいの宮とは、皇太后也。(略)こゝには染殿の后藤原明子の事をいへり。(略)又、五条の后とも申す。閑院左大臣御女順子をも五条の后と申す。同御所にすみ給へるゆへなり。とある。このように、物語の登場人物に実名を当てる古注のような注釈態度をあまり好まない「愚見抄」も、「おほきさいの宮」を染殿后と見てゐるし、その別称を五条后と注してゐる点は、冷泉家流古注の説をそのまま、受け継いでいる。しかも、注意すべきは、その後に、順子もまた五条后と称されたとし、それは、二人が同じ所に居住していたからだと説明している点であるが、それは、古注の如く一方的に五条后明子説を主張するだけではなく、五条后を順子の」ととする説も無視できないゆえの処置であろう。

」のよう、五条后明子説は、古注との分岐点にある「愚見抄」

にも依然として残っているのであるが、このような把握は、室町後期の注釈史における中心的存在である宗祇・三条西家の注釈にも受け継がれている。

まず、宗祇の勢語講義を弟子の肖柏が聞書した「伊勢物語肖聞抄」⁽³⁾の四段と五段の注では、

(略) 大后宮、染殿后也。清和母后也。五条の后とも申す。

(四段)

(略) あるじきゝつけて、染殿后事也。(五段)

のようになつてゐるが、「愚見抄」のよう、五条后は染殿后明子のこととし、順子とする説については一切言及していない。

次に、同じく宗祇の講義を宗長が聞書した「伊勢物語宗長聞書」⁽⁴⁾においても、

(略) おほきさひの宮、染どの、后也。忠仁公の御むすめなり。

(四段)

東の五条わたり、そめどの、后なり。(略) あるじ、染殿の后なり。(五段)

とある。

また、三条西実隆と公条父子の説を、清原宣質がまとめた「惟清抄」⁽⁵⁾にも、

おほきさいの宮 染殿の后也。順子を五条后と申す。染殿の后

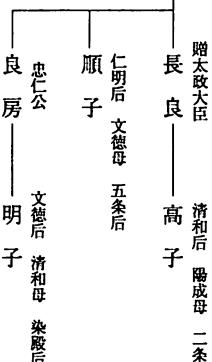
見えるのである。

しかし、そのような混同が、六五段の、「おほみやすん所もそめどの、おおきなり。五条のおおきとも」の注には、

五條と申也。（四段）

五條の后とも 師、染殿の后を、おほみやすん所とも、五條の
后とも申と也（六五段）

關院左大臣 贈太政大臣 淸和后 開成母 二条后
冬嗣良高子



此注に不審あり。五条后は順子。染殿后は明子と系図にみえた
り。猶可勘之。

とあり、六五段では順子のことを五条后、明子を染殿后と再び整理されており、四段で生じた矛盾を解決しようとしている。

このように五条后を明子と把握する伝承は、伊勢物語歌題抄

季吟の「拾穗抄」にも見られる。四段・六五段の注を見ると、おほきさいのみや 一、皇太后宮也。天子の母を申す詞也。二、には、染殿の后藤原明子の事をいへり。太政大臣良房公の御女、文徳天皇の后、清和の母后。貞觀六年正月、皇太后に立^チ給ふ。畧註・清・染殿の后也。順子を、五條后と申す。染殿の后をも

「勢語臆斷」⁽³⁸⁾の四段の注には、

矛盾する説をそのまま用いてゐるのである。『冷泉家流伊勢物語抄』に始まる誤った説から脱却するのは、契沖の「勢語臆断」を待たなければならなかつたのである。

五條皇太后、諱^ハ順子。(略) 下に染殿后を又は五條后といふ
よし注せれど、五條后とは順子を申習へり。又染殿后は貞觀六
年正月七日に皇太后と申たれば、それよりさきの皇太后なれば、
まぎれもなく順子なり。

とあり、五条后が順子でなければならない理由を、具体的に説明している。また、六五段の、「おほみやすむ所も……」の部分を注して、「(略)五条后は順子をこそ申すを、今注せるやうおぼつかなし」とあり、五条后を明子とする通説を「おぼつかなし」としているのである。

「このように、五条后を再び順子と把握するのは、「勢語臆断」で始まるが、以後の注にも同じような傾向が見える。

「伊勢物語古意」の四段も、「五条のおぼきさいの宮」を順子と把握している。また、その頭注においても、「伊勢物語古意」の四段も、「五条のおぼきさいの宮」を順子と

奉^フ、同月又曰、皇大夫人移^シ御東五條院^ニ、警蹕威儀^一擬^ニ乘輿^ニとみえたり

となつており、文献による実証的な注釈態度でもつて、五条后が順子であることを説明しているのがわかる。

「童子問」の場合も、五条后を順子と断定している態度には、前掲の二つの注釈書と変りがない。また、「伊勢物語新釈」の四段の注も、「古意」と同じく、「文徳實錄」の同じ部分を引いて、五条后は順子であることを説明している。

以上に見てきた江戸時代の注が、このように五条后を順子とする説を再び取り上げているのであるが、これらの注に共通している特

徴は、文献に依拠した実証的な注釈態度で一貫していることであり、それは、伝承を重んじる中世古注の注釈方法とは大きく異なっている。このように、契沖あたりから始まつた実証的・学問的な注釈の影響で、五条后を順子と見る説は、以後、何の異論もなく、現在まで通用されるようになつたのである。

【注】

1 太皇大后順子の崩御の記述のあと、その略伝の中での一部記事である。

2 片桐洋一先生『伊勢物語の研究・研究篇』参照。

3 日本古典文学大系『大鏡』の底本である東松本による。

4 角川文庫38に収録

5 古典文庫7に収録

6 日本古典文学大系『大鏡』の補注に引いた部分による。

7 松本治久氏「大鏡に語られた『業平の情事』—東松本と八巻増補本にみる『伊勢物語』の記事の扱い方—」(『並木の里』25号)

8 塗籠本系統の諸本も、三段の文末形式を、「五条后」と表記しているし、五段の、「二条后に忍びて」の部分を意図的に削除していることから、三・四・五段を一連の五条后物語と把握していたようである。

9 専經閣叢刊に收められている前田本により、私に濁点・句読点を施した。なお、宮本本(日本古典文学会の影印本)には、この部分、「伊勢物語云」になつてゐるが、他の部分においては、「伊勢語」とある所が多い。

10 小泉弘氏『古鈔本宝物集・研究篇』貴重古典籍叢刊8、角川書店、昭和48年

11 「宝物集諸本の系統—元禄本について」（『国文学』65号・関

西大学国文学会、平成元年1月）、「宝物集諸本の系統—一巻本系後出の二系統について—（同・66号・平成元年12月）、「宝物集諸本の系統—一巻本系本文の位置をめぐって—（同・67号・平成2年11月）

12 続群書類従、第32輯下・雑部による。

13 大日本佛教全書147による。

14 ここで問題になるのは、片仮名古活字二巻本系と元禄本系のうち、どちらを古い形と見るべきかであるが、これに関する見解

は様々であるらしく、例えば、小泉弘氏は、「広本である、元禄本より、省略した後のものが片仮名古活字三巻本」と見ている。それに対して、大島薰氏は、「元禄本を、「第一類七巻本、片仮名古活字本、平仮名整版本より後」とし、その成立は、「近世（寛永）以後を溯るものではない」と見ておられる。

15 古典文庫258に所収（吉田本系）

16 古典文庫283の〈中世古写本三種〉に所収

17 大島氏によると、この片仮名古活字三巻本は、分量の少なさと、説話の多さを兼ね備えた、近世初期の片仮名略本を代表するものであると指摘しておられる。

18 片桐洋一先生「伊勢物語の研究・資料篇」の本文による。

19 注18に同じ。

20 続群書類従系統の島原松平文庫本には、「にんみやうてんわうほうぎよのとき」となっているが、内容における大差はない。

21 以下の引用は、注18に同じ。

22 天理図書館善本叢書『和歌物語古註集』に収録されている。

23 以下の本文引用は、天理図書館善本叢書『和歌物語古註集』により、私に濁点・句読点を施した。

24 以下の引用は、注18に同じ。

25 以下の引用は、注18に同じ。

26 「大鏡」という書名は、鎌倉初期建久頃（一一九〇～一一九九）に成立していて、古くは、「世継が物語」（愚管抄）、「世継の翁が物語」（六百番歌合）、「世継物語」（袋草子・中古歌仙三十六人伝）などと呼ばれていた。

27 「（略）御女の染殿后の御前にさくらのはなのかめにさゝれたるを御覽じて、かくよませ給へるにこそ。としふればよはひはおいぬ、しかはあれど、はなをしみればものおもひもなし。后をはなにたとへ申させたまへるにこそ」（日本古典文学大系本による）

28 注18に同じ。

29 『未刊国文古註叢大系』第四冊による。

30 片桐洋一先生『伊勢物語の研究・研究篇』参照。

31 以下の引用は、注18に同じ。

32 以下の引用は、注18に同じ。

33 以下の引用は、注18に同じ。

34 続群書類從本18輯下に所収。

35 以下の引用は、注18に同じ。

36 以下の引用は、注18に同じ。

37 以下の引用は、「伊勢物語古註大成」（日本文学古注釈大成）による。

38 以下の引用は、「契沖全集」（岩波書店）による。

39 以下の引用は、「賀茂真淵全集」による。

40 「荷田全集」一巻参考。

41 注37に同じ。

なお、本稿は、平成七年十一月十八日、京都女子大学において行われた関西平安文学会第十四回例会における発表を整理したものであります。その際、御教示を賜わりました先生方に心から御礼申し上げます。